OBIRAME Newsletter 16

旧友再会

November 2003

南ふらの町に行ってきました

イトウ保護連絡協議会総会 ＆北海道イトウ保護フォーラム2003 in 南富良野

「第２回北海道イトウ保護フォーラム」（ソラプチ・イトウの会主催）とイトウ保護連絡協議会総会に参加するため、10月11～12日、草島清作会長をはじめ、吉岡俊彦事務局長、高橋秀邦事務局次長、河野裕司幹事、鈴木芳房会員ら、オビラメの会のメンバーたちが会場となった道央の南富良野町を訪問しました。

７団体40人が集結

11日午後は「ソラプチ・イトウの会」のスタッフの案内で、空知川や同町のイトウ孵化施設などを見学。その後、イトウ生息地として知られる「かなやま湖」を一望できる宿舎に移動し、イトウ保護連絡協議会の総会に臨みました。

総会には「オビラメの会」のほか、加盟する「猿払村商工会青年部」「朱鞠内湖淡水漁業協同組合」「斜里川を考える会」「釧路自然保護協会」「別寒辺牛川のイトウを守る会」「別寒辺牛川流域イトウ保護連絡協議会」「ソラプチ・イトウの会」の約40人が出席。懸案となっている別寒辺牛砂防ダム問題への対応や、新しい森林管理局長通達（５ページ参照）の活用法、協議会の運営方法などについて、活発な意見交換がされました。主な決定事項は、下枠内の通りです。

２日間イトウ漬け

総会の後は同じ会場で夕食を兼ねた交流会が行なわれ、名物のイトウ料理などに舌鼓を打ちながら、旧交を温め合い、またイトウについて深夜まで熱心な議論が続きました。

翌12日、同町総合福祉センターで開催されたフォーラムでは、写真家の稗田一俊さんによる基調講演「イトウの生態と川のしくみ」に続いて、「ソラプチ・イトウの会」小泉逸朗会員の活動報告、当会会員でもある川村洋司さんの「全道的なイトウ保護の推進に向けて」、同じく江戸謙顕さんによる「イトウ保護のための法と制度」と、非常に密度濃い発表を聴くことができました。草島清作会長は当会の活動報告をおこないました＝写真／平田剛士写す。

プログラム最後の、南富良野町の池部彰町長も加わってのパネルディスカッションも大いに盛り上がり、約140人（主催者発表）の参加者にとって、朝から夕方まで、まさにイトウ漬けの一日となりました。■

イトウ保護連絡協議会総会での主な決定事項

１　別寒辺牛砂防ダム問題の防衛施設局回答に対する再反論を出す。この文書は検討委員会の各委員にも届ける。表紙には前回同様、連絡協議会の加盟各団体代表者名を並べて書く。

２　森林管理局長通達を活用して、道有林・私有林などでも同様の施策をとるよう、各団体で該当機関に働きかけをする。その場合、各団体名の下にイトウ保護連絡協議会の名前も添える。

３　来年の連絡協議会の総会は、厚岸での開催を中心になるべく早い時期に決定する。

４　協議会加盟団体連絡用のＭＬに、新しい投稿規定を作る。

御愛顧感謝

オビラメWEBサイト
http://homepage3.nifty.com/huchen/Obirame/index.html

「重点河川」観察会＆復活プランをつくろう！

オビラメ勉強会リポート①

「オビラメの会」は９月７日、尻別川観察会＆オビラメ勉強会「重点河川復活プランをつくろう！」を開いた。

午前10時に「ライズ」（当会事務局）に集合した約15人は、倶知安町内を流れる尻別川支流・倶登山（くどさん）川へ。あらかじめ用意したチェックリストを手に、川を遡行しながら、流れの様子、川底の状態、護岸や堰堤の設置状況などを調べて回った。

オビラメの会は今春、初めて尻別川産イトウの人工授精に成功したが、稚魚たちをいま仮に放流したとしても、魚たちが健康に成長していける自然環境が、現在の尻別川流域にはほとんど残されていない。この日の観察会は、イトウ繁殖は途絶えているものの、比較的良好な環境の同支流を改めて調査し、将来的にイトウ繁殖河川として復活させるために必要な手当てを探るのが目的だ。

踏査後はニセコ町民センターを会場に、情報を整理。「護岸計画なのか、測量の杭が打たれていた。工事を控えるよう訴えなければ」「餌環境はよさそうだが、農地の中だけあって底質は泥っぽい。護岸工事でさらに土砂が流れる危険もある」「砂防ダムのために上流からの砂利の供給自体が減っているのでは？」「これから人の力で本当に自然河川に戻していけるのかどうか、研究が必要」といった議論が交わされた。■

PHOTO Toshihiko Yoshioka

行政と市民団体との協働（コラボレーション）

～９／７尻別川視察会＆オビラメ勉強会に参加して～　沼田 雄一

自然環境に関する活動を行なう市民団体は、その設立趣旨や活動内容の如何（いかん）にかかわらず、行政（特に土木事業関係）からは「自然保護団体」という言葉で一括りにされ、忌（い）み嫌われてきた。

過去、行政と「自然保護団体」との関係は、開発か保護かという対立軸でのみ語られることが多く、行政にとって「自然保護団体」は、事業の円滑な進行をヒステリックに妨害する厄介もの、「自然保護団体」にとって行政は、貴重な自然環境を容赦なく破壊する野蛮な殺戮（さつりく）者であった。

こうした過去の経緯から、行政と市民団体とはすでに、目に見えない「しこり」を互いに抱えており、意識的または、無意識のうちに相手との距離を遠ざけてしまっているのが現状である。

平成９年の河川法の改正や平成15年の自然再生推進法の施行により、土木事業は環境保護・環境復元へ向けて大きくシフトし始め、自然環境に関するさまざまな調査も実施されるようになってきた。

しかしながら、行政が行う環境調査は、現地を熟知していない第三者によって機械的に行なわれることが多く、得られたデータと現実との間に「ズレ」が生ずる危険性を孕（はら）んでいる。

また、数年に１度継続的に行なわれる環境調査は、過去のある時点においてある生物がいたという、いわば「死んだデータ」であり、今現在の状況を正確に反映している「生きたデータ」ではない。

河川法の改正では、事業実施にあたって地域住民の意見を聴くことが義務づけられ、自然再生推進法では、行政機関とＮＰＯ等との連携が謳われているが、現実には、市民団体の意見が事業に的確に反映されるようになった訳でもなく、自然環境の保護・保全が十分に行なわれるようになった訳でもない。

行政がデータと現実との「ズレ」を最小限に抑え、「生きたデータ」を把握するためには、地域で活動する市民団体の存在が必要不可欠である。日頃から地域の自然環境と密接に関わっている市民団体の持つデータこそ、正に「ズレ」のない「生きたデータ」である。また、市民団体が、データとしては出てこないような、肌で感じた感覚を持っているという点も重要である。

行政と市民団体とが、それぞれの得意分野を活かして、対等の立場で向き合うためには、過去の「しこり」を取り払い、対話を重ねながら、互いに一歩ずつ歩み寄るという姿勢が必要である。

行政には、市民団体の声に真摯に耳を傾ける謙虚さと、事業の計画段階から広く市民に情報を公開し、意見を求めていくという事業スタイルの確立、さらに、現状と合致しない組織・事業の枠組みを自ら変革していこうとする気概が求められる。

また、市民団体には、行政の組織体制、事業スタイルを理解した上で、湧き上る情熱を内に秘め、必要な情報と噛（かみ）砕いた知識を提供しながら、行政を指導していくような懐の深さが求められるだろう。

「尻別川の未来を考える オビラメの会」が行なおうとしている、事業の計画段階から行政と市民団体とが情報交換を行ない、市民団体が独自に調査したデータと、日頃から肌で感じている感覚を行政に提供し、双方が目的と情報を同じレベルで共有した上で事業を進めていくという手法は、これからの時代の新しい「協働（コラボレーション）」のスタイルとして、北海道だけでなく、全国の行政機関、市民団体から注目されていくことだろう。■

（一般参加・公務員）

倶登山川復元の要望書を提出します

倶知安町／後志支庁／北海道小樽土木現業所真狩出張所／国土交通省小樽開発建設部蘭越河川事務所

要望書　　2003年11月

尻別川の未来を考える　オビラメの会
会長　草島清作（北海道虻田郡倶知安町南３条東４丁目）
事務局　吉岡俊彦（北海道虻田郡ニセコ町富士見65　電話／ファクス　0136-44-2472）

日頃から「尻別川の未来を考える オビラメの会」の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。当会は絶滅危機種イトウの生息南限といわれる尻別川流域で、尻別川産イトウ（オビラメ）個体群の復活を目指して活動している市民グループです。

当会では平成13年から「オビラメ復活30年計画」と題した長期計画を立て、様々な活動を行なってまいりました。北海道立水産孵化場の全面的な協力を得て、幸運にも今春、待望のオビラメ稚魚の人工孵化に成功しました。僅か数十匹ではありますが、尻別川の未来を担う貴重な財産として、会員のみならず全世界の期待を背負って日々逞しく成長しております。来春にはさらに、１万粒以上の卵が確保される予定ですが、当会には、それらすべてを飼育できる資金的・空間的余裕がありません。そこで、来秋から毎年、確保した稚魚を尻別川へ還し、１日も早い野生オビラメの復活を目指すことにいたしました。

しかしながら、現在の尻別川には稚魚が安全に生息出来る環境も、親魚となって産卵に還ってくる環境も完全には残されておりません。そのため、我々は平成13年に行なった尻別川総点検の結果を踏まえ、いくつかの重点河川を選定し、現地視察ならびに勉強会を行ないました。その結果、現段階では倶登山川（倶知安町）がオビラメ稚魚放流河川として最適であるとの結論に達しました（別紙参照）。

「尻別川の未来を考える オビラメの会」はオビラメ復活のために、以下の点について要望いたします。誠に恐縮ではありますが、各要望事項についての具体的な回答をお願い致します。オビラメが海と山とを自由に行き来できる、豊かな尻別川の実現のために、今後とも当会の活動にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

１．倶登山川におけるオビラメの遡上･降下を阻害する堰堤工の落差解消。
２．農地からの土砂流入防止対策。
３．連続した河畔林の整備。
４．その他オビラメ復活に必要な対策。
５．倶登山川に限らず、尻別川流域全域におけるオビラメの会との連携体制の確立。

（今後、尻別川流域において河川周辺での工事を行なう場合は、工事の計画段階から「オビラメの会」と協議いただき、オビラメ生息を脅かさない設計・施工をお願いします。また、工事業者に対して十分な指導を行なうとともに、オビラメの会会員が工事に立ち会えるよう、便宜を図っていただければと存じます）　以上

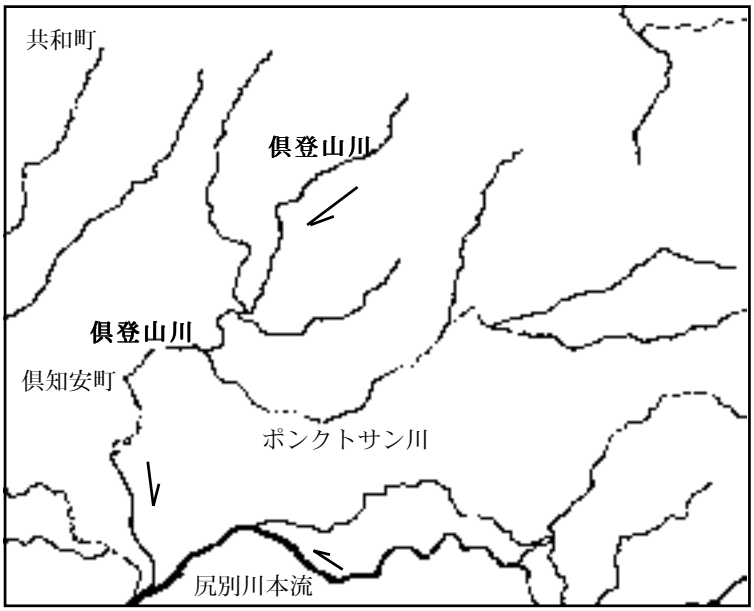

倶登山川のようす（2003年９月７日、吉岡俊彦撮影）

次回のオビラメ勉強会は
12月13日開催
詳細は最終面に

「南限のイトウ」復活のために いま、必要なこと

オビラメ勉強会リポート②

第９回オビラメ勉強会は、当会として初めて尻別川流域を離れ、７月30日夕、札幌市北区の北海道環境サポートセンターで開催しました。イトウ保護への関心の高まりを反映しているのか、主催者側の予想を上回る約60人が来場し（写真）、会場は机と椅子が足りないほど。学術振興会科学技術特別研究員の江戸謙顕さんと北海道立水産孵化場主任研究員の川村洋司さんの話題提供の後、草島清作「オビラメの会」会長も加わった３人をパネリストに、活発なディスカッションが繰り広げられました。

（報告・平田剛士）

フロア　イトウをこれから守っていくには、そうとうのパワーが必要だと思うのです。社会のバックアップが欠かせないと思いますが、どんなふうにアピールしていきますか？

川村さん　私たちはイトウのことだけ問題にしているわけではありません。「アンブレラ種」と呼ばれますが、イトウは生態系の頂点に位置する生き物です。イトウのすめる川とは、他の全ての魚や生き物たちも豊富にすめる川だということなんです。イトウは川の上流から下流まで、ぜんぶよくないとダメな魚で、そんなイトウがすめる川は、例えばサクラマスにとっても最高の川でしょう。その意味で、流域の自然環境全体の象徴だと言えるし、このことをアピールすべきです。

イトウのすめる川はほかの魚にも生きやすい川です（川村さん）

フロア　イトウ個体群を回復させると言いますが、それはどんなイメージですか？

江戸さん　景観も含めて、その川の多様性を回復することだと思いますね。いま、川の環境はすごく単純化されていて、これからどんな川にするのか、目的も単純化されてしまってます。安全ならそれでいいんだ、とか。だから、川の環境をこんなふうにしたい、という目的も、多様化させる必要があると思います。

フロア　大阪から転勤で札幌に来たんですが、あちらでも時々、イトウのことは聞おていました。関心のある人は多いと思うんです。でも行政の反応は鈍い。オビラメの会さんの「30年計画」なんて、億万長者でもない限り、なし得ない仕事ですよね。どうやって行政を巻き込んでいくか、あるいは政治家に働きかけるとか、考えていかないと……

川村さん　保護する側としては昨年、「イトウ保護連絡協議会」という全道的な組織を立ち上げました。オビラメの会はこの春、種苗が手に入りましたし、さあこれをどうするんだ、というふうに民間側から声を上げる中で、行政にも具体的な動きを要望していくという形ではないでしょうか。

竹内聖さん（会員）（勉強会を）札幌で開くとこれだけの人が集まりますが、地元の人たちの関心というのは、必ずしも高くないんですよね。例えば尻別川の喜茂別とルサンの間の改修で河畔林をほとんど切っちゃったんですが、役所は「町の人は歓迎している」と言って、ああいう工事が進んだりしています。

川をどんなふうにするか、目的も多様化すべきだと思います（江戸さん）

フロア　道外から見ると、北海道にイトウが生息していることは、それだけで大きな意味があるんです。都会の人たちも大いに巻き込んでいくべきでしょう。ただ、無闇に関心が集まると悪い面もありますから、魚にとってプラスかどうか、常に気を付けていかないと。

フロア　イトウは北海道のレッドデータブック（ＲＤＢ）に載っていますよね。札幌市なんかは、公共工事の時などにＲＤＢ記載種に対してかなり気を遣っていると思いますけれど。

川村さん　そうしたことが、これまでなかったんです。典型例が別寒辺牛川（厚岸町）に防衛施設庁がおこなった砂防ダム建設。だけど、行政側も神経質になってきています。それをしちゃダメだと、こちらからどんどん情報を発信していく必要がある。生息情報なんかを出していく難しさはありますが、リスク覚悟でやっていかないと結局手遅れになる。

フロア　道庁に勤務しています。じつは保護のための法律はあり、手段もあるんです。イトウを禁漁にすることもできます。ただ、川に関しては事業が非常に多くて、国まで含めたら10くらいあります。河川・砂防・治山・農業、それぞれ立場があるんですが、イトウ保護についての情報、何をしちゃダメなのか、という情報はみんな欲しがっていますので、庁内で勉強会をやっていきたいと思います。行政は住民の意見を聞いて事業をしますが、「早く改修してくれ」と言う意見も出るわけです。みんな、まるで違うことを言っている。どこで折り合いを付けるのか、情報を集めて施策に反映させて、少しでもよくしていきたいと思っています。■

オビラメに活動援助金

コンサベーションアライアンスジャパン
現金50万円をオビラメ保護のために

11月４日づけで「オビラメの会」に届いた連絡によると、国内のアウトドア用品メーカーなどでつくる「コンサベーション　アライアンス　ジャパン（ＣＡＪ）」（矢村勝之代表、神奈川県鎌倉市）は、運営する自然環境保護基金プログラムに基づき、「オビラメの会」に2003年度の活動資金援助を行なうことを決定した。助成金として現金50万円が「オビラメの会」に贈られる。

ＣＡＪの公式ウェブサイトによれば、ＣＡＪのメンバーは（株）アライテント、（株）カンセキWILD１、（株）ゴールドウイン　ザ・ノース・フェイス事業部、（株）スノーピーク、（有）ダンス・オン・ザ・グラウンド、パタゴニア日本支社の計６社。

同サイトは、「日本におけるアウトドアスポーツ関連の企業が集まり設立されたコンサベーション・アライアンス・ジャパン（アウトドア自然保護基金）は、各社の売上規模によって年会費として基金を集め、その基金を自然保護のために活動している環境団体に活動資金の援助として提供しています。過去、アメリカにおいては、草の根的、しかも市民団体的なグループの援助が、アウトドアを守るために大いに貢献し、多くの野生生物や生態系、河川などの保全に効果をあげています。それと同様に、私たちの活動を通じてアウトドアへの決意が、お客様へメッセージとして伝わり、それが大きな力となることを信じています」と述べている。

助成決定の知らせに、「オビラメの会」の草島清作会長は「たいへん光栄なこと。これまで思うように果たせなかったことも、このお金でいろいろ出来そうです。期待を裏切らないようイトウ保護に力を尽くしていきたい」と話している。■

イトウに配慮した国有林施行を

北海道森林管理局長が通達

野生イトウの個体群にとって河川環境の破壊は致命的。とりわけ深刻なのが、繁殖期に繁殖地の周辺で行なわれる森林伐採です。イトウの親魚たちは、体のサイズに似合わず、浅くて狭い小川のような渓流に産卵床を作りますが、同じタイミングで河畔林に伐採工事されると、泥が流れ込んで、ひとたまりもありません。こうした事態を引き起こさないよう、、北海道森林管理局長は８月に初めて、各事務所に通達しました。

イトウ棲息河川上流部における森林施行等の留意事項について

北海道森林管理局長

１　趣旨

国有林野事業においては、これまでも河川環境の保全に配慮した森林施業等を実施してきたところであるが、特に絶滅のおそれが高いイトウの保護の観点から、次に規定する河川の区間等におけるイトウの生態に配慮した森林施業等の指針を作成し、これに基づき適切に実施するものとする。

２　対象とする河川の区間

対象とする河川の区間は、イトウの棲息が確認されている河川のうち、イトウが多く棲息している河川であって、上流部における国有林野内の河川のうち、自然産卵・孵化の状況等を総合的に勘案する中で、別紙により指定したものとする。

３　森林施業等の指針

対象とする河川の区間に沿った国有林野内における森林施業等については、次によるものとする。

（１）保護区域及び緩衝区域の設定対象とする河川の区間に沿った国有林野内に保護区域と緩衝区域を設定するものとする。

ア　保護区域対象とする河川の区間（大規模な堰堤等により遡上が困難とされる地点又は夏季に涸れる地点からおおむね30m距離をおいた上流部は除外する。）両岸からおおむね30ｍの区域とする。

イ　緩衝区域保護区域の境界からおおむね100ｍの範囲の区域とする。ただし、分水嶺を超えない範囲とする。

（２）具体的な取扱い保護区域及び緩衝区域においては、それぞれ次のように取り扱うものとする。ただし、風水害、山火事など国民の生命や財産に危害を及ぼすおそれがあるため予防行為や復旧行為等を行う場合及び法令等に基づいて行われる行為についてはこの限りでない。なお、このような行為を行う場合であっても、この留意事項の趣旨を踏まえ、イトウの保護に極力配慮するものとする。

ア　保護区域内河川等においては、産卵・孵化期間（おおむね４月～７月）における土木工事等は行わないものとする。また、保護区域内河川内に施設を設置する場合は、イトウの遡上に支障とならないよう配慮するものとする。

イ　保護区域内林分においては、イトウの産卵・孵化期間の伐採等は行わないこととし、また、これ以外の期間においても、原則として伐採等は行わないものとする。ただし、森林生態系の多様性の維持・増進及び学術研究の目的等に係る伐採、やむを得ず行う作業路等の作設に伴う支障木の伐採及び分収林等であって契約等により定めのある森林施業、人工造林地の間伐等の必要な森林施業についてはこの限りでないが、この場合であっても、極力イトウの生態に影響を及ぼさないよう配慮して行うものとする。また、保護区域内において、土木工事等を計画する場合は、産卵・孵化期間以外の期間に作業を行うものとするとともに、路線設計等に十分留意するなど、河川への土砂流入による濁水発生防止の措置に努めるものとする。

ウ　緩衝区域においては、産卵期間（おおむね４月～５月）における伐採等は行わないものとする。また、この期間以外の期間に伐採等を行う場合、河川への土砂流入を抑えるため、極力、既設の作業路等を活用するほか、新たに作業路等を作設する場合にあっては、路線設計等に十分留意するなど、河川への土砂流入による濁水発生防止の措置に努めるものとする。

エ　前各号の行為により、河川内に遡上の支障となるような枝条等の堆積が生じた場合は、河川への影響を抑えつつ産卵のための遡上を確保する範囲で枝条等の除去に努めるものとする。

（３）工事請負人等への指導

工事の発注等に当たっては、工事請負人等に対し、この留意事項の内容を周知させるとともに、巡視等による適切な現場指導はもとより、必要がある場合は是正措置を講じさせるものとする。また、工事等の契約に当たっては、この留意事項を踏まえ、当該工事に関係する必要な該当事項を契約書の特約事項等に示すものとする。

４　その他

（１）常設の現地表示は要しないものとするが、保護区域において土木工事等を計画する場合は、事前踏査時等に保護区域を適宜表示し区分するものとする。

（２）イトウの保護区域等については、基本図等を用い順次図面の作成・整備に努めるものとする。

（３）イトウ保護の観点から、対象とする河川の区間及び４－（２）において作成する図面等は、公表しないものとする。

オビラメ勉強会のお知らせ

「重点河川」は野生オビラメ復活をここから目指す最初の拠点です。これから必要な手当てをリストアップするこの勉強会。どうぞお気軽にご参加下さい。

「重点河川」復活プランをつくろう！ Part 2

とき　2003年12月13日（土曜日）午後3時
ところ　ニセコ町民センター（ニセコ町富士見）
入場料　無料（お申し込み不要です）
主催　尻別川の未来を考える　オビラメの会
事務局　吉岡俊彦　電話0136-44-2472

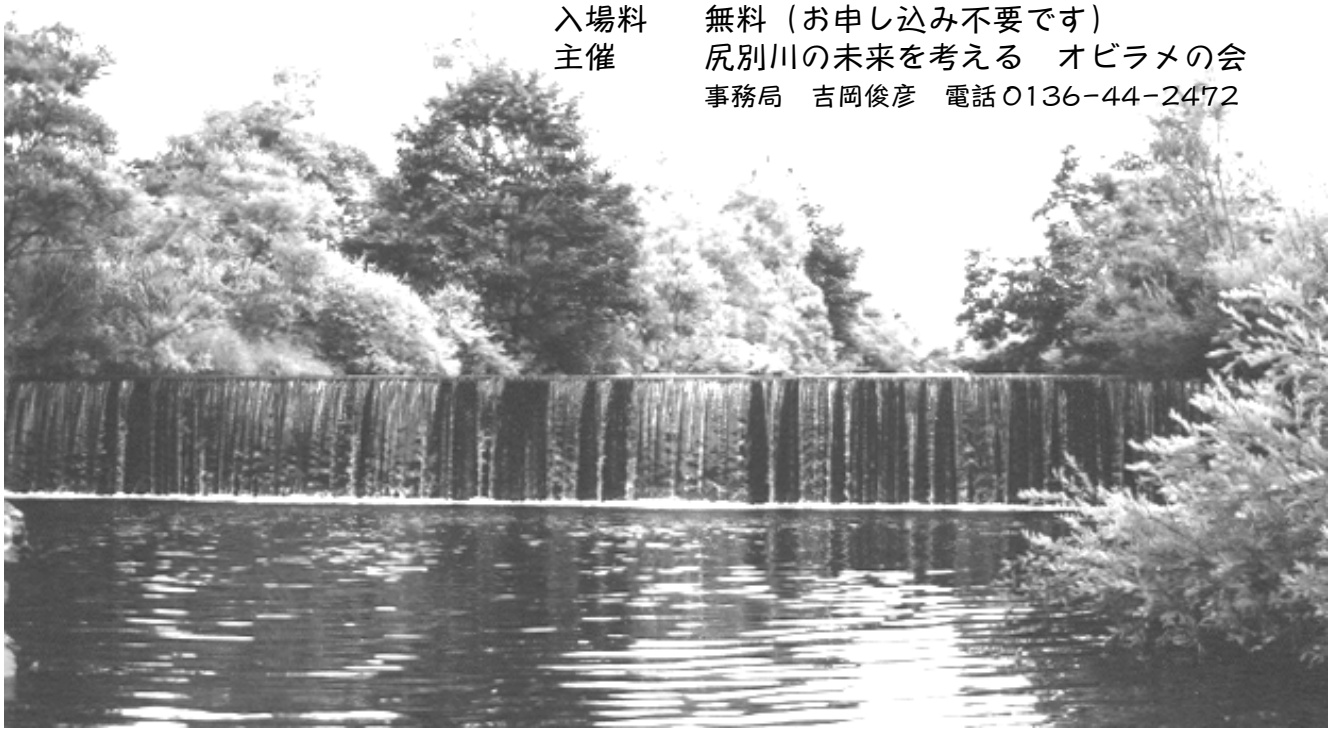

尻別川支流倶登山川の堰堤（撮影・吉岡俊彦）

☆「オビラメの会」はいつも新入会を歓迎します☆

イトウ保護グループ「尻別川の未来を考えるオビラメの会」は、会費と寄付金などで運営される市民団体です。みなさまのご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

■年会費　2,000円　■郵便振替　02720-9-11016　■加入者名「オビラメの会」

振り込み用紙に住所、氏名、電話番号を明記のうえ、「入会希望」とお書き添え下さい（送金手数料70円はどうぞご負担下さい）。会員期間はお振り込みいただいた日から年度末（毎年5月末）までです。お振り込み後、おおむね1カ月以内に会員証とニュースレター最新号をお届けします。

「オビラメの会」ニューズレター 第16号（03年11月発行）
OBIRAME　Newsletter No.16 November 2003
●発行　尻別川の未来を考える　オビラメの会
●編集　平田剛士　FAX 0125-22-7501　PXN04427@nifty.com
●印刷と発送　吉岡俊彦／石崎秀典
■郵便振替■　02720-9-11016　加入者名「オビラメの会」
■「オビラメの会」事務局■
〒048-1501 北海道虻田郡ニセコ町富士見65「ライズ」内
TEL/FAX 0136-44-2472
http://homepage1.nifty.com/hiratatuyosi/Obirame/index.html

copyright 2001-2003 Obirame no kai

水と空気、みどりの大自然
ニセコが好きだ
楽しんだあとは川を語ろう
御食事処・酒房
ライズ
ニセコ町富士見65　TEL/FAX 44-2472
Email / itou110@estate.ocn.ne.jp